

第 14 次労働災害防止推進計画

令和 5 年 7 月
葛城労働基準監督署

1 計画の基本的な考え方

本推進計画は、厚生労働省における労働災害防止5か年計画である「第14次労働災害防止計画」の策定に伴い、当署管内における労働災害発生状況や労働者を取り巻く健康状況等を踏まえ、労働災害を減少させる計画目標の策定、重点的に取り組むべき対象、講ずべき重点的な施策の内容等を示すことにより、当署における計画目標の達成に向けて、効果的・効率的な行政推進に資することを目的とする。

なお、事業場における労働者の安全衛生確保義務はもとより事業者が負うものであるが、高い安全衛生意識を保ち効率的な安全衛生体制を構築するためには、労働者の協力を得て自主的な取り組みのもと対策を講じることが重要であり、自発的な安全衛生活動の推進が図られるよう、安全衛生委員会の活性化や安全衛生教育等を通じて、職場の安全衛生意識の高揚を図るものとする。

また、計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、その結果、必要に応じ本推進計画の見直しを検討する。

2 葛城労働基準監督署管内の現状について

当署における第13次労働災害防止期間中の休業4日以上死傷者数は、新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大により大幅な増加となり、同感染を除いた場合においても増減を繰り返し、死傷者数の減少は停滞していると言える。

また、労働災害発生割合の高い60歳以上の高年齢労働者の労働災害発生件数が増加しているほか、中小事業場における労働災害の発生が労働災害の多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、働き方改革への対応、メンタルヘルス不調、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援やコロナ禍におけるテレワークの拡大など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第14次労働災害防止計画」を踏まえて、奈良労働局が重点的に推進する事項を新たな「第14次労働災害防止推進計画に係る奈良労働局における推進計画」として定められ、さらに、「葛城労働基準監督署第14次労働災害防止推進計画」をここに定める。

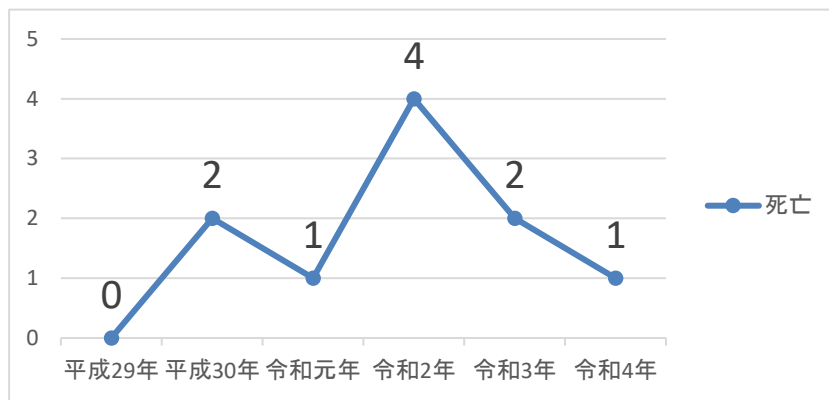
3 葛城労働基準監督署管内の安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性（新型コロナウイルス除外）

死亡災害については、平成 29 年に 0 人となったが、第 13 次労働災害防止計画期間中は増減を繰り返しながらも減少傾向にある。令和 4 年の死亡者数は、交通事故による死亡災害の 1 人であった。

なお、期間中に死亡災害が発生した業種としては、製造業が 3 人、建設業が 2 人、運輸交通業が 2 人、その他 3 人であった。

なお、業種の業務内容に起因する特有の災害が多く発生しており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組む必要がある。

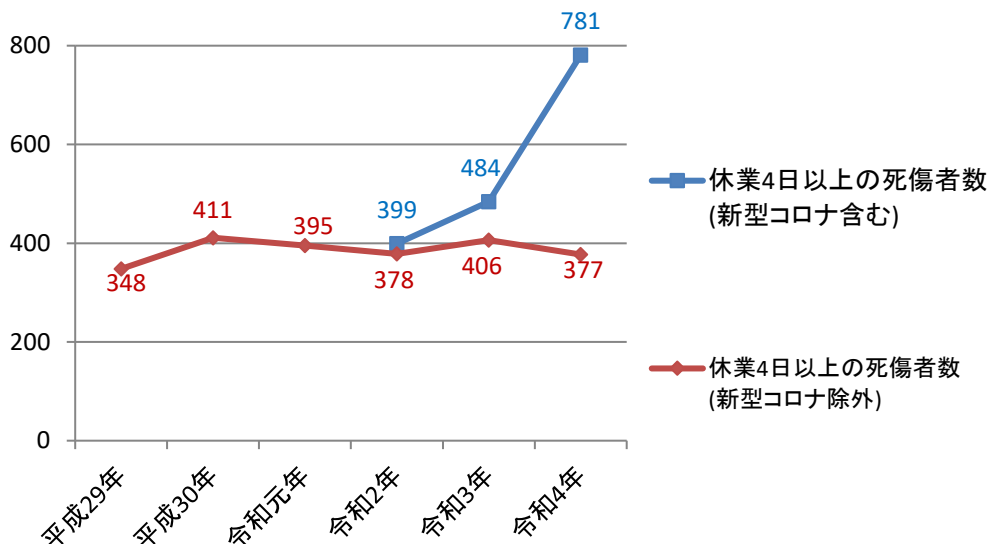


(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

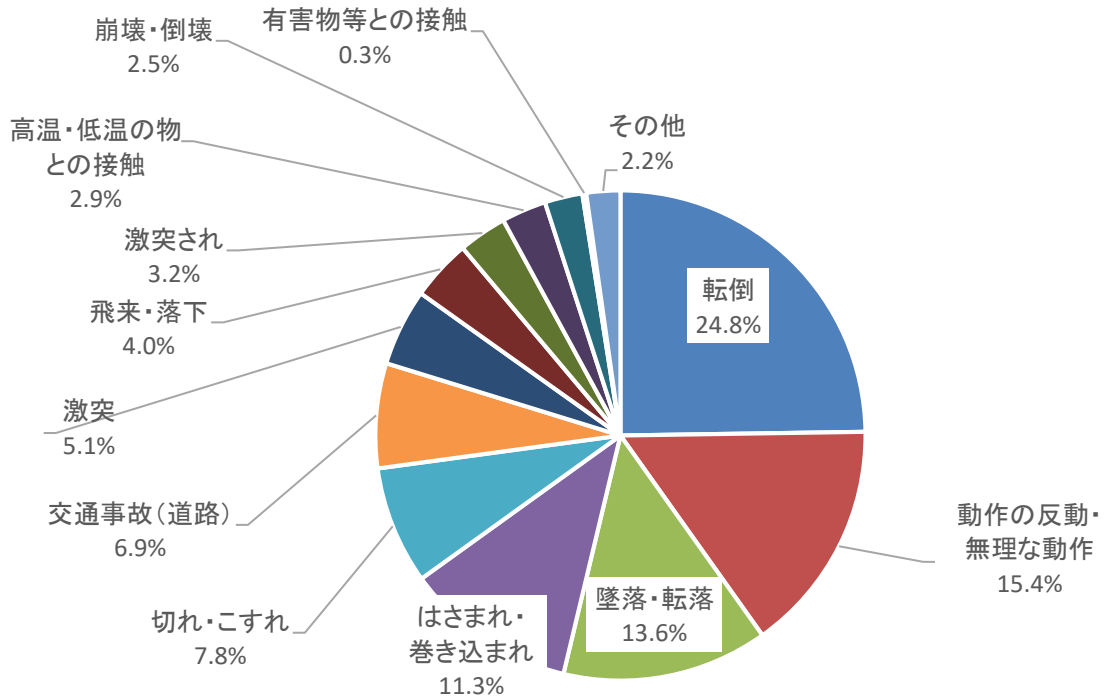
(ア) 死傷災害の発生状況

死傷災害については、第 13 次労働災害防止推進計画期間中（2018 年～2022 年）増加傾向となった。令和 2 年から令和 4 年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあるが、その影響を除いたとしても死傷災害件数は横ばい傾向にある。

その内訳を見ると、事故の型別では、「転倒（24.8%）」、「動作の反動、無理な動作（15.4%）」が労働災害全体の 4 割（40.2%）を占めているため、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止対策を強化する必要がある。



第 13 次労働災害防止推進計画期間中の休業 4 日以上之死傷者数（事故の型別）



死傷災害の増加については、

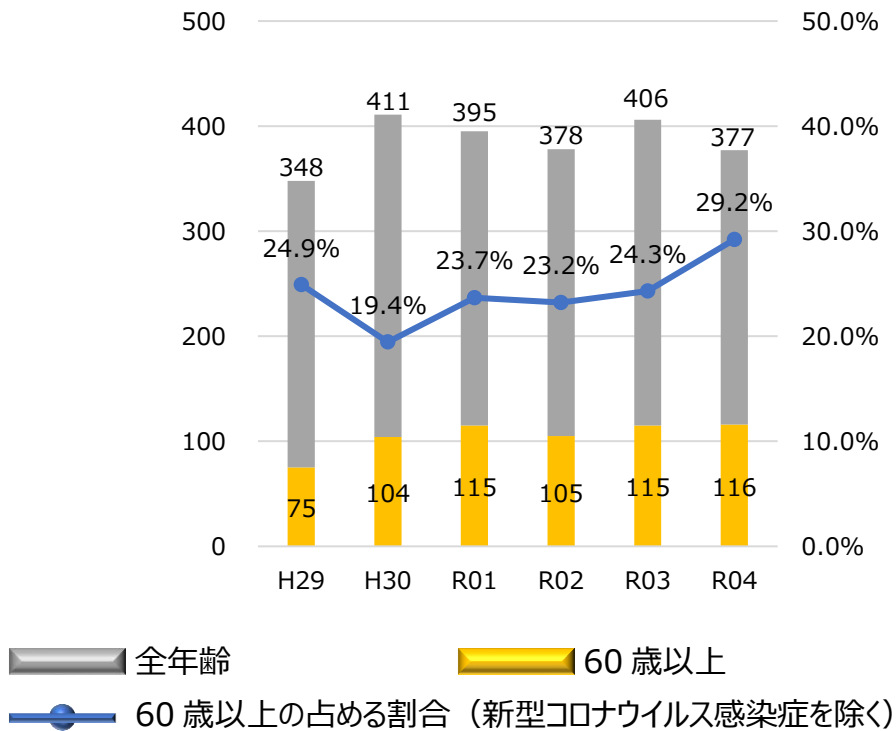
- ① 労働災害発生率が高い 60 歳以上の高年齢労働者が増加していること
- ② 特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない、労働者の作業行動に起因する労働災害が増加していること
- ③ 安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業場において労働災害が多く発生しており、その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること

等、様々な要因が考えられる。

上記の①に関しては、全年齢に占める 60 歳以上の高年齢労働者の割合は、増加傾向にあり、令和 4 年は約 3 割となっている。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっている。このため、高年齢労働者が安全に働ける環境づくりが必要である。

上記の②に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害を防止するための対策の取組を促進することが必要である。

労働災害による死傷者数
全年齢に占める60歳以上の占める割合



上記の③に関しては、産業構造の変化に伴う労働移動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や飲食業等におけるサービス内容の変更に伴い、新たな業務に不慣れな労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられる。第三次産業等、労働者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

一方で、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況がある。さらに、世界的な原油価格高騰や物流コストの上昇、消費者・利用者へのサービス向上等の観点から、製造、物流等において少人数でより効率的・効果的に、短い納期で業務を実施・処理することが求められていることも、労働災害増加の要因の一つと考えられる。

しかしながら、いかなる経営状況であろうと安全衛生対策には真摯に取り組む必要がある。また、自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備として投資を行い、事業者と労働者が共に成長し価値を生み出すとの人的資本の考え方に照らし、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの理解が進めば、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが期待できる。

(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

労働者の健康確保対策

奈良県における定期健康診断において何らかの所見を有する労働者の割合は、平成 10 年に全国平均を上回るとともに、平成 24 年以降は増加をたどり現在の有所見率は 6 割を超え、とりわけ、血中脂質や血圧といった生活習慣病に係る検査項目において高い有所見率を示している。

また、「脳・心臓疾患」「心理的負荷による精神障害」の労災補償請求も後を絶たず、過重労働対策、メンタルヘルス対策の一層の推進が求められる。

これらの課題に対しては、個別の指導、集団指導等によるほか、奈良産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用促進や連携を強め、労働者の健康確保対策の推進を図ることが重要である。

(ア) メンタルヘルス対策関係

葛城労働基準監督署管内でストレスチェックを実施し、メンタルヘルス対策に取り組んでいる割合は、使用する労働者数 50 人以上の事業場で 81.5%（2022 年実績）であった。

なお、精神障害等による労災請求件数及び認定件数は増加傾向にある。

今後は使用する労働者数 50 人未満のメンタルヘルス対策が低調な小規模事業場も含め、ストレスチェックに取り組むよう促進するなど、メンタルヘルス対策の取組の支援が引き続き必要である。

(イ) 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）及び関係法令の施行等により各種の取組が進められたところであるが、そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって尊い生命が失われる等痛ましい事態が今もなお後を絶たない状況にある。令和 4 年 10 月 14 日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」に盛り込まれている長時間労働の是正や職場におけるメンタルヘルス対策の推進等にも留意しつつ、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）に基づき令和 3 年 7 月 30 日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、対策をより一層推進する必要がある。

(ウ) 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の上昇に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律的な管理への対応等、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や産業保健活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に

行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

さらに、産業医の選任義務がない、使用する労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携等も含め、こうした小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

労働力人口における通院者の割合が増加を続ける一方で、治療と仕事を両立できる取組（通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討、両立支援に関する制度の整備等）を行っている事業場の割合は、事業場規模が小さいほど、その割合も小さい。疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が必要である。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

（４）化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

当署管内における化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）については、毎年発生件数としては少ないが発生している状況にある。

業種別には、製造業のみならず、建設業、第三次産業においても発生している。

なお、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が多い状況にあるが、事業場の化学物質対策の取組状況については、法第 57 条及び法第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付の義務となっていないが危険性又は有害性等を有するとされる化学物質のすべてについて、ラベル表示、SDS 交付、リスクアセスメントを実施している事業者の割合は低調となっている。

個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制に関する法令改正が今後施行を迎えるが、その自律的な管理の定着が必要となっている。

2030 年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要である。

じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生している。さらに、騒音性難聴の予防対策についても更なる取組の推進が必要である。

(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生対策に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。

そのための具体的な方策として、国や安全衛生の指導を行う安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行う際に、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリットなどを説明することも有効であると考えられる。

4 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

5 計画の目標

局署、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

(1) アウトプット指標

本計画においては、次の事項をアウトプット指標として定める。事業者は、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、これらの指標の達成を目指す。局署は、その達成を目指し、当該指標を用いて本計画の進捗状況の把握を行う。

(ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を 2027 年までに 45%以上とする。
- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。
- ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。
- ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・使用する労働者数 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ・各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を行っている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%

以上とする。

- ・ 法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

(2) アウトカム指標

事業者がアウトカム指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

なお、アウトカム指標に掲げる数値は、本計画策定時において一定の仮定、推定又は期待の下、試算により算出した目安であり、計画期間中は、従来のように単にその数値比較をして、その達成状況のみを評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかどうかも含め、アウトカム指標として掲げる事業者の取組がアウトカムにつながっているかどうかを検証する。

(ア) 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷者数を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ・ 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。
- ・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷者数を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 外国人労働者の死傷年千人率を 2027 年までに労働者全体の平均以下とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 陸上貨物運送事業における死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。
- ・ 建設業における 2023 年から 2027 年の間の死亡者数を、2018 年から 2022 年の間と比較して 15%以上減少させる。

- ・ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 2025 年までに 5%以下とする。
- ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を 2027 年までに 50%未満とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
- ・ 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・ 死亡災害については、2022 年と比較して、2027 年までに 5%以上減少する。
- ・ 死傷災害については、2021 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022 年と比較して 2027 年までに減少に転ずる。

6 葛城労働基準監督署における計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (5) 労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

7 葛城労働基準監督署における重点施策等

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

職場の安全衛生対策の構築及び実践には、労働者の理解と協力が不可欠であり、そのためには事業場の安全衛生に対する姿勢や行動を労働者等に見える形で展開することが重要である。

(ア) 安全衛生委員会等の活性化

安全衛生委員会等の安全衛生対策審議機関における、審議や活動の後戻りや停滞状況を防ぎ、職場の安全衛生意識の高揚が図られるよう、議事録の確認等による個別の指導を通じて同委員会等の活性化を推進する。

(イ) 安全衛生教育

労働者の協力を得るためには安全衛生教育は重要であり、リーフレット作成、配布、厚生労働省ホームページ内の教育教材の周知や労働災害防止団体等が行う安全衛生活動の支援を行う等の安全衛生教育の推進を支援する。

(ウ) ゼロ災運動

労働災害防止団体等に対し「3ヵ月無災害運動」等のゼロ災運動を引き続き実施し、安全衛生活動の機運が醸成されるよう働きかけるとともに、運動推進について連携して周知広報を図る。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

全産業において多発する転倒災害等の行動災害について、労働者個人に起因する出来事や転倒を段差等の危険個所に係る設備安全上の問題のみととらえるのではなく、照明などの作業環境管理や体力維持等の健康づくりなどの労働衛生上の問題といった面からの認識も必要であり、特に、高年齢労働者においては身体機能の低下によるリスクを自覚し、生活習慣の改善や体力維持の必要性を理解することが重要で、これらについてリーフレットの作成等により周知、指導を行い災害防止対策の推進を図る。

また、腰痛災害の防止について、「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号を参考に、作業態様に応じた予防対策の推進に取り組む。

(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）に基づく安全衛生対策を事業場が講じるようリーフレットを作成し、個別指導や集団指導をはじめとする幅広い機会をとらえて同ガイドライン周知を行うものとする。

なお、高年齢労働者に配慮した職場環境の形成は、その多くが全年齢労働者に対しての労働災害防止対策となることから、事業場全体の問題として取り組むことが有効と考えられる。

(4) 業種別の労働災害防止対策の推進

(ア) 製造業

「はさまれ・巻き込まれ」といった従来型の労働災害が多く発生しており、職場の安全意識の高揚が重要と考えられ、安全衛生委員会の活性化、リスクアセスメントの定着に向けた指導の強化を図る。

なお、リスクアセスメントの実施にあっては、これまでの事業場の安全衛生活動や安全衛生意識の違いを踏まえつつ推進されるよう、労働者の協力も得ながら問題点の洗い出しを通じて、確実な前進にむけての指導をすすめる。

また、製造業の事業場は、多くの場合に荷主となることから、個別指導等の機会をとらえて「荷役作業における安全ガイドライン」についての周知を一層推進する。

(イ) 建設業

重篤な災害となる恐れの高い「墜落・転落」災害が多く、工事計画に基づく施工状況の確認を強化する等により、安全衛生計画が実際の施工に確実に反映されるよう個別の建設現場に対する墜落・転落災害防止対策の指導を進める。

また、石綿ばく露防止対策として、建築物石綿含有建材調査者による事前調査の実施（2023年10月1日施行）等の石綿関係法令の周知及び指導を行う。

(ウ) 陸上貨物運送事業

運搬機械による災害が全体の約40%を占め、「墜落・転落」「動作の反動」といった荷役作業との関係が高い事故の方が多いことから、労働災害防止団体等と連携し「荷役作業における安全ガイドライン」の陸上貨物運送事業者への周知を進めるとともに、荷主に対する同ガイドラインに基づく対応の実施について、荷主関係事業者団体に周知要請を行う。

また、荷役作業において重篤な災害が発生した災害発生現場については、関係事業者に対する安全衛生指導を強化する。

(5) 労働者の健康確保対策の推進

(ア) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調予防を強化するため、メンタルヘルス指針の定着、ストレスチェックの実施と集団分析の実施率向上が重要であり、一般に健康確保対策が進んでいないと思われる中小規模事業場を中心に、奈良産業保健総合支援センターおよび地域産業保健センターの利用勧奨を強化し、事業場におけるメンタルヘルス対策の推進を図る。

(イ) 過重労働対策

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を防止するためには、健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理の徹底、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進、長時間労働を行わせた場合における医師による面接指導の実施の徹底を図るとともに、過重労働が疑われる事業者への監督指導の徹底、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・指導等に、引き続き取り組む。

また、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用される医師、建設業、自動車運転者等について、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」及び関係法令における改正内容の周知・指導等に取り組む。

(ウ) 熱中症予防対策

熱中症については、発生が本格的に懸念される梅雨時期を待たず、ゴールデンウィーク明け等の早い時期からリーフレット等を活用し、屋外型産業のみならず、製造業等の屋内産業も含め、また、その指導目的にかかわらず指導することで、発生の未然防止と発生後の的確な救急措置の実施を徹底することとする。

特に、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう指導を行う。

(エ) 騒音障害防止

労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく事業者の取組に係る指導や、測定に関する支援等を行う。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

令和4年5月31日に公布された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等に基づく新たな化学物質規制については、SDSを参考にリスクアセスメントを行う等の自律的な管理を今後の基軸とするものであり、集団指導、個別指導等の機会をとらえて周知、指導を徹底するものとし、特に中小事業者に対しては、リーフレットを用いた説明等の丁寧な対応に努める。

また、石綿による健康障害防止対策として、建築物の解体等に際して建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査の徹底と、調査結果に基づく適正な石綿ばく露対策が講じられるよう周知、指導を徹底する。

さらに、粉じん障害の防止にあっては「第10次粉じん障害防止総合対策」による自主的取り組みの推進を図る。

8 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行う。

計画の実施状況の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組がどの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。